

令和6年11月22日

建設緑政局関係議案資料 (その3)

議案第180号

川崎市準用河川占用料徴収条例の一部を改正する

条例の制定について

建設緑政局

川崎市準用河川占用料徴収条例の一部改正について

1 川崎市準用河川占用料徴収条例について

本市が管理する準用河川については、河川法第100条第1項に規定する準用河川であり、第23条の流水の占用、第24条の土地の占用の許可を受けた者から、川崎市準用河川占用料徴収条例に基づき流水占用料又は土地占用料を徴収することとしている。

2 条例改正の背景及び内容

(1) 条例改正の背景

○国の動向

平成28年度の道路法施行令の一部改正(平成29年1月18日公布)により、道路占用料の額を算出する基礎となる面積や長さに係る端数処理方法が精緻化された。

○本市の状況

占用面積等の端数処理については、老朽化した一般占用管理システムの今年度の再構築の際に、より精緻に算定することが可能となることから、川崎市準用河川占用料徴収条例について一部を改正し、占用料の額を算出する基礎となる面積等の端数処理の方法を変更する。

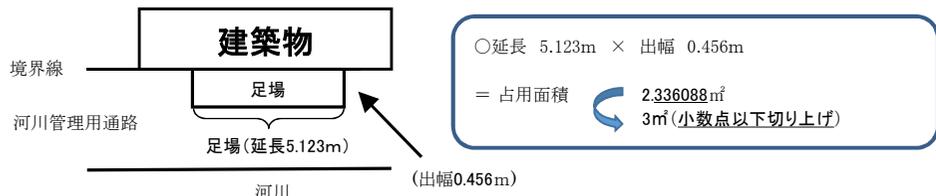
(2) 改正内容(端数処理の方法)

現行

流水占用料の額を算出する基礎となる占用の水量が毎秒1リットル未満であるとき、又はその水量に毎秒1リットル未満の端数があるときは毎秒1リットルとし、土地占用料の額を算出する基礎となる占用の長さが1メートル未満であるとき、又はその長さに1メートル未満の端数があるときは1メートルとし、占用の面積が1平方メートル未満であるとき、又はその面積に1平方メートル未満の端数があるときは1平方メートルとして計算する。

○流水占用料(例) 占用水量 毎秒10.123リットル → 毎秒11リットル(小数点以下切り上げ)

○土地占用料(例) 足場を設置する場合の占用面積について

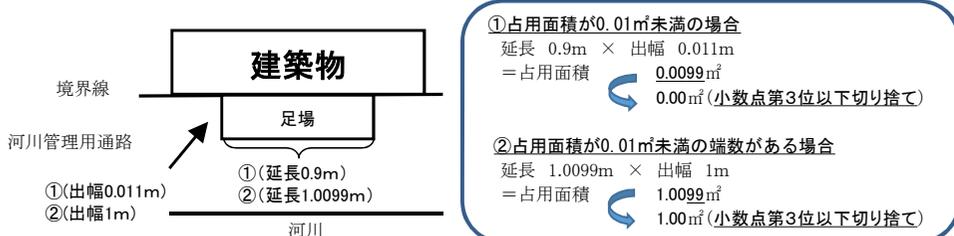


改正後

流水占用料の額を算出する基礎となる①占用の水量が、毎秒0.01リットル未満であるとき、又は②占用の水量に毎秒0.01リットル未満の端数があるときは、その全水量又はその端数の水量を切り捨てて計算するものとする。
土地占用料の額を算出する基礎となる①占用の面積若しくは占用の長さが、0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又は②占用の面積若しくは占用の長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートルの未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。

○流水占用料(例) ①占用水量が0.01リットル未満の場合 毎秒0.0099リットル → 毎秒0.00リットル(小数点第3位以下切り捨て)
②占用水量が0.01リットル未満の端数がある場合 毎秒1.0099リットル → 毎秒1.00リットル(小数点第3位以下切り捨て)

○土地占用料(例) 足場を設置する場合の占用面積について



3 影響額(占用户負担軽減額)

約130万円(令和5年度の流水及び土地占用料の実績をもとに最大となる影響額を推定)

4 他の政令指定都市の状況

○精緻化対応済みの都市(13都市)

・札幌市、さいたま市、千葉市、横浜市、相模原市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市

5 新旧対照表

改正案	現行
(流水占用料等の額) 第2条 流水占用料等の額は、別表に定める金額に、占用開始の日の属する月から占用終了の日の属する月までの月数を乗じて得た額とする。ただし、占用期間が1月未満であるときは、その月数を1月とする。	(流水占用料等の額) 第2条 流水占用料等の額は、別表に定める金額に、占用開始の日の属する月から占用終了の日の属する月までの月数を乗じて得た額とする。ただし、占用期間が1月未満であるときは、その月数を1月とする。
2 略	2 略
3 流水占用料の額を算出する基礎となる占用の水量が毎秒0.01リットル未満であるとき、又は占用の水量に毎秒0.01リットル未満の端数があるときは、その全水量又はその端数の水量を切り捨てて計算するものとする。	3 流水占用料等の額を算出する基礎となる占用の水量が毎秒1リットル未満であるとき、又はその水量に毎秒1リットル未満の端数があるときは毎秒1リットルとし、占用の長さが1メートル未満であるとき、又はその長さに1メートル未満の端数があるときは1メートルとし、占用の面積が1平方メートル未満であるとき、又はその面積に1平方メートル未満の端数があるときは1平方メートルとして計算する。
4 土地占用料の額を算出する基礎となる占用の面積若しくは占用の長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又は占用の面積若しくは占用の長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。	<新設>
5 前各項の規定により算出した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。	4 第1項及び第2項の規定により算出した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

6 附則

- 施行期日 令和7年4月1日
- 経過措置 なし